

防災はみんなの力で

今年もいよいよ本格的に降雪期をむかえました。村でも例年のように通り雪籠、通学路の雪を確認し日生生活等で雪籠のないよう道路除雪や消防対策について体制を整えております。そこで例年見られるのが道路上での物件放置や自動車の駐車です。これらは除雪業務に支障をきたす、折角の努力にもかかわらず通勤、通学の協議をうけたので、例年の路の確保も思うにまかせないことがあります。こんな時に若し火災が発生しても消防車の出動が遅れ、とりかえのないこともあります。消防対策とあわせてみんなで協力しないましょう。

踏切の交通止



大雪に挑む除雪車

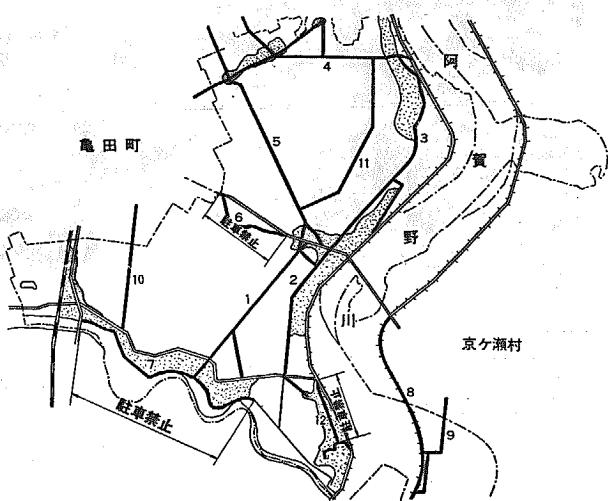
道路除雪にご協力を

一、道路に自動車や、その他

おいて下さい。

駐車禁止区域を設定 (図面参照)

路線名	区間	延長	面番号	備考
横越～木津線	横越～木津	3.3	1	
沢海～小杉線	沢海～小杉	3.1	2	
横越～小杉線	建設省出張所～小杉ライスセンター	3.6	3	
小杉～砂崩線	小杉～平山、藤山駒込	5.9	4	
横越～新潟線	横越～丸山	3.5	5	
川根谷内線	川根谷内部落幹線	1.1	6	
沢海～二本木線	木津～二本木	3.4	7	
焼山堤防線	横雲橋～下里	4.0	8	
雀ヶ原～焼山線	雀ヶ原～焼山	1.5	9	
二本木～袋津線	二本木～袋津	1.2	10	
広域基幹農道	横越～小杉	2.7	11	
沢海線	沢海部落幹線	1.3	12	
その他	部落内主要道路	23.7		県道大江山、五泉、安田線と県道沢海、荻島線の北方文化博物館より沢海上部落、及び県道酒屋沢海線は県が除雪を担当することになっています。



戸籍謄本の請求は

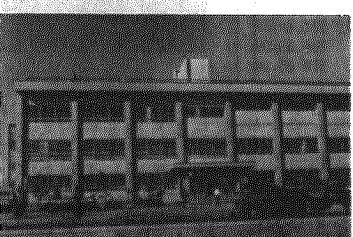
「使用目的」を明らかに

して、國民のアラベーシーが、その資産を買った時期を侵害するや何に使っていなか、そして何のためにお売りになったのかによって、税金の計算方法に差があるのです。

土地や建物を 売ったときの税は

亀田、イベ、スミノ子交差点
盛だ、建設中であつた亀田警察署が
警官が竣工したが、十一月
二十七日に落成し、その日か
ら新警舎で業務を始めました。
十一月一日からいは、署の名前
が「新鶴巣警察署」となり
まつ。これに伴ない、新
一部（旧石山郡村山地区）が、新
鶴巣警察署から分離編入され
ます。

新潟南警察署が誕生！



卷之三

一、道路に自動車や、その他
の物件を放置しないで下さ
い。除雪車が通過する際、雪
がまでは引き返さざるを得な
いことがある。また、夜間
作業が多い関係もあり、損
傷事故のものになります。

二、道路樹木や竹等が雪
にまみ垂れ下して除雪作業
に支障をきたす場合が多い
ので、危険な枝等は除雪前
に伐採しておいて下さい。

三、除雪車が通過する際、雪
ガラス戸等のこわれやすい
ものは、前もって防護して
おいて下さい。

六、除雪車の運行でできない小
路等の除雪については、部
落に行なうなど、でき
るだけ交通を確保ねがいま
す。

五、一旦除雪した雪を再び道
路へ投げ出さないで下さ
い。これは、自動車やバイクの
自動車のスリップ事故の原
因にもなります。ぜひ、や
めて下さい。

新潟県公安委員会の規則によ
り、除雪車が円滑に運行でき
るよう、皆様のご協力をお願
いします。

なお、その他の道路につい
ては、車員がせまいので、駐
車すると無余地違反となり
ますのでご注意下さい。

一、道路上に自転車や、その他
の物を放置しないで下さ
い。除雪車が通過すること
ができますから遠くまでおさるを得な
いことがあります。また、夜間
作業が多い関係もあり、損
傷事故のものになります。

おいて下さい。
四、屋根板からおろした雪は、
道路脇からの支撑にならない
よう始末して下さい。
五、一旦除雪した雪を再び積み
路へ投げ出さないで下さい。
これは、自転車やバイク等の
通行が事故になり、
自動車のスリップ事故の原因
因にもなります。ぜひ、や
めて下さい。
六、除雪車の運行できない小
路等の除雪について、
落 着に行なうなど、でき
るだけ交通を確保ねがいま
す。

駐車禁止区域を設定
(画面参照)
除雪車の運行に支障をきたさないよう、十二月一日から来年の三月末までの冬季期間、新潟県公安委員会が雪道封鎖禁止区間が設けられます。除雪車が円滑に運行できることを願うよう、皆様のご協力をお願いいたします。